

Title	〔最高裁判事例研究二〇一〕一、遺言無効確認訴訟における確認の利益の判断にあたり原告の相続分が生前贈与等によりなくなるか否かを考慮することの可否 二、遺言無効確認訴訟が固有の必要的共同訴訟にあたらないとされた事例(昭和三十六年九月一日第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1982
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.55, No.9 (1982. 9) ,p.98- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19820928-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 二〇一〕

昭和五六六 (最高民集三五卷
六号一〇一三頁)

一、遺言無効確認訴訟における確認の利益の判断にあたり原告の相続分が生前贈与等によりなくなるかを考慮することの可否
二、遺言無効確認訴訟が固有の共同訴訟にあたらぬとされたる事例

遺言無効確認請求事件(昭五六・九・一一第二小法廷判決)

原告 X_1 、 X_2 と被告 Y_1 、 Y_2 、 Y_3 、 Y_4 らの父であるAは、昭和四三年五月一日に、その妻Bと連名で本件の自筆証書遺言を作成した。この内容は、A・Bの相続人九人のうち、主な不動産五筆を、 Y_1 、 Y_4 の中から相続すべき者を定め、AがBより先に死亡した時は、まずBがすべての遺産を相続し、B死亡の時には、先に指定した方法により、 Y_1 、 Y_4 に遺産を相続させるというものであった。この結果、A・Bの長女・二女・三女(訴外)と、 X_1 、 X_2 は、右不動産を相続できない事となつていた。

Aが昭和四三年七月一〇日に、Bが昭和五一年七月一八日に死亡した後、昭和五二年に、Xらは、Yらを相手どつて、A・Bの署名は、A・Bの自署ではなく民法九六八条一項の方式違背があるため無効であり、又、A・Bの連名であるために共同遺言禁止を規定した民法九七五条に反していると主張して、本件遺言の無効確認訴訟を提起した。

これに対して被告らは、まず本訴の却下を求め、その理由として、第一に、XらはAの生前に、Aから贈与を受けており、Xらの遺産に対する相続分は零であるから確認の訴における訴の利益がない事、第二に、遺

言無効確認の訴は固有の共同訴訟であり、共同相続人の全員すなわち長女・次女・三女を被告に加ええない本訴が不合法である事をあげた。さらに、本案については、本件遺言はAの単独遺言で、同人は勝手に妻Bの名を書いたが、それは単に右遺言の威厳を示すためになしたものに過ぎず、原告の主張するような違法はないと主張した。

一審・原審は、訴の利益については、本件遺言書が有効であれば、当該不動産はYらの所有となり、Xらは共有持分を取得しえないので、訴の利益はある。生前贈与によりXらの具体的相続分がなくなるか否かは、遺産分割の段階で問題にすべきで、そのまえの段階である遺言無効確認の訴訟で問題にすべきではない。固有の共同訴訟か否かの点については、遺言無効確認の訴の実質は、相続財産に対する被告の権利の全部又は一部の不在の主張であること及び相続財産に対する共同所有は合有でなく共有であると解すべき事にかんがみると遺言無効確認訴訟は、固有の共同訴訟には当たらないと解すべきであり、本件遺言については、夫Aが妻Bの名前を書いたもので、妻Bは自己の名を自署してはいないが、妻Bは共同遺言者となる事を承諾していたものと認められるため、実質的に共同遺言禁止に反し無効と考えるとして、Xらの請求を認容した、以上三点につき法令違反ありとして、Yらが上告し、本判決はこれに依えて以下の如く判示した。

遺言無効確認の訴訟において、原告である相続人に確認の利益があるか否かは、遺言の内容によつて定めれば足り、原告が受けた生前贈与等により原告の相続分がなくなるか否かは、将来における遺産分割の時に問

題とされるべき事項である事にかんがみると、原則として右確認の利益の存否の判断においては考慮すべきではない。本件遺言確認の訴が固有の証書に二人の遺言が記載されている場合は、そのうちの一方に氏名を自書しない方式の違背がある時でも、右遺言は民法九七五条により禁止された共同遺言にあたる。

よつて、上告棄却

判旨に賛成する。

本件判示事項のうち、第一点である訴の利益に関する判断と、第二点である遺言無効確認訴訟と必要的共同訴訟に関する判断は、手続法上の問題と考えられ、第三点である共同遺言に関する判断は、実体法上の問題と考えられる。ここでは、特に、手続法上の問題点に論点を限定して考察することにする。

一、遺言の無効確認を求める訴が、確認の利益を有する原告によつて起された場合、これを、認めるべきであると考える事については、争いがない。本件で問題となつたのは、その確認の利益を判断するにあつて、原告の相続財産における持分権の割合が、生前贈与によつて零になつてしまふ事を、考慮すべきか否かという点である。原告が、特に、遺言の効力の有無のみに、争いを限定して訴を起すとしても、結局、持分権の割合が零になつてしまふのであれば、遺言の無効を争う事自体、無駄だという事も言えないわけではない。特に、遺言無効確認の訴を、相続財産における持分権に関する争いの一部分と理解する説においては、⁽¹⁾そう考えるのは、自然で

あるかも知れない。つまり、遺言無効確認訴訟は、遺言の効力の有無のみに争いを限定していると解釈しても、その訴訟によつて、持分権争いの一場面に結着をつけようという意図がある以上、ある程度、最終目的である持分権争いの勝敗のゆくえが、原告にとつて有利でなければ、無効確認をする事が、烏有に帰するからである。

この点に関して、遺言無効確認訴訟を、持分権争いから切り離し、ただ単に、持分権争いとは無関係な遺言の効力の争いとして理解すべきであると主張する所説がある⁽²⁾。確かに、所説のように考えれば、持分権争いの勝敗のゆくえとは無関係に、遺言無効確認訴訟の確認の利益を考える事ができる。しかし、遺言無効確認訴訟の本来的性質は、曖昧なものになつてしまふ。果して、遺言の効力だけを、固有の問題として争う事が許されるかどうかという点で甚だ疑問であると言わざるを得ない。本件のような遺言無効確認訴訟に、確認の利益がある事を認めるためには、矢張り持分権の争いの一連の過程の、一場面であるという位置づけを、必要とするように思われる。そう位置づける事によつて、初めて、遺言の効力を争う意味が、少なくとも本件においては、あるように思われるからである。

但し、生前贈与による持分権の割合の減少は、算定の時期に左右される、不確定な要素を多分に含んだ争点と言える。原告の最終目標が、その生前贈与による持分権の増減である事も想像に難くない。遺言無効確認の訴訟は、その前段階の争いであり、せつかく原告が、複雑になる訴訟をさせて、限定したものを、持分権の割合を考慮する事によつて、混乱させるのでは、不当な取扱いと言わざるを

得ない。もちろん、右のような争いの分断が、当事者の意思によつてはできず、遺言無効の主張も生前贈与による持分権の減少の主張もすべて、持分権争いの訴訟という一個の訴訟の中でなされねばならないと考えるなら、本件のような取扱いは不当という事になる。しかし、そのような、訴訟形態に関する管理は、自由な個人の法意識の発露の障礙にこそなれ、それを、促す方法とは考えられず、排斥されるべきであらう。

従つて、右の理由から、第一点に関する判断は正当であると評価する事ができる。

二、民訴法六二条は「訴訟ノ目的カ共同訴訟人ノ全員ニ付合一ニノミ確定スベキ場合」を、必要的共同訴訟の要件として規定している。学説はこれを、共同訴訟人につき判決が合一にのみ確定する事を要する場合——共同訴訟人の一人につきなされた判決の既判力が、互いに他におよぶ関係があつて、その間矛盾した判決をなさない場合としている。しかし、通説が、既判力の及ぶ範囲に訴訟物の合一確定を限定するのは、基準としては明瞭であるとしながら、妥当な基準かどうかは疑わしいとする所説がある³⁾。所説は、必要的共同訴訟という制度が、元来、共同訴訟人間に共通の審理を行い、合一の判決をなすために存在するという基本的認識の上に立ち、通説が、既判力の抵触回避というもつばら訴訟法的な観点に立つて必要的共同訴訟を考える態度に対して、訴訟が実体法と訴訟法の綜合の場である事を見落していると論難する。実体法上合一な判決のみが可能である場合に、その合一な判決を生成するプロセスとして、

必要的共同訴訟をとらえる事により、通説よりもより実体的であると主張するわけである。しかし、所説が指摘するように、既判力という訴訟の結果に、基準を求めると言つて、通説が、より訴訟法的であると考えるのは疑問である。既判力そのものの実体的な意味を捨象する傾向のある学説はおくとして、少なくとも、所説のように、訴訟を実体法と訴訟法の綜合の場である事を正当に評価しながら、その訴訟のプロセスの終点に位置する判決の効力である既判力に、通説が基準を求めた点を、既判力も又——というよりはむしろ既判力こそ——実体法と訴訟法の綜合の賜と言ふべきである事を見逃して、即座に、訴訟法的であると断じるのは、所説の自己矛盾であると言わざるを得ない。

通説の説明する意味が、専ら抵触回避に重点が置かれているのなら、所説の指摘にも、一理あると言えるが、むしろ通説は、抵触する判断が、既判力ある判決のために、できなくなり、それがため、正当な権利者が、実体法上、不当な扱いを受けるような場合を避けるために、必要的共同訴訟が存在すると考えていると理解すべきであらう。そうすることによつて、所説のいうように、訴訟が実体法と訴訟法の綜合の場である事を見落すことなく立論する事が可能になる。

さらに、所説は、特に本件のような遺言無効確認訴訟の場合は、訴訟上の請求が同一であり、これについて実体法上合一な裁判のみが可能であるとして、訴訟資料を齊一に蒐集し、合一に判断される必要があるため、類似必要的共同訴訟として扱われるべきであると

主張する⁽⁴⁾。所説の見解が通説的な理解と大きく分かれるのは、固有の
必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟の分別に關してである。それ
は、訴訟物が各共同訴訟人につき実体法上合一にのみ確定すべき場
合のうち、訴訟追行権を、各共同訴訟人が共同してのみ有する場合
を固有の必要的共同訴訟と定義し、然らざる場合を、すべて類似必要
的共同訴訟と定義するために、通説のように、法規によつて既判力
が擴張される場合をもつて類似必要的共同訴訟と考える時よりも、
拡大された範圍の中に、類似必要的共同訴訟が存在することになる
のである。⁽⁵⁾

所説は、通説が実体法的な觀點に無關心（明確に言い表わさなかつ
たという意味で）であつた点を指摘し、必要的共同訴訟の問題がすぐ
れて実体法的な領域に属する事を示唆する点で、評価すべきものでは
ある。しかし、実体法に逆に偏りすぎている事も否めない。確かに、
実体法上、すべて合一な判断が妥当する方が、生活關係は規律
されやすいものであらう。しかし、訴訟とは、一定の時間と一定の
範圍を区切つて、そこに妥当する法規を索める作業であつて、すべ
ての生活關係に画一的に妥当するものをもとめる作業ではない。お
よそ、人の具体的な生活關係は網の目のように絡みあつて広範に拡
がつていて、当事者は、その一部を限定しそこにおける法の宣言を
求めるものなのである。従つて、問われるべきは、合一の確定の必
要性の有無ではなく、当事者が限定した生活關係のその切斷の適否
なのである。この適否の判断の基準となるのは、その部分に限定し
て判決をすることによつて、実体法上、權利を害される第三者が存

在するか否かという事である。

本件のような遺言無効確認訴訟は、持分権争いの一場面と理解さ
れ、争いは、原告と被告の間にのみ存し、既判力に拘束される者
も、当事者だけである。他に実体法上權利を害される第三者もいな
い点から考へて、通常共同訴訟であると判示した本判決には、問題
がないと考へられる。

(1) 栗田・「判例研究」法研四五卷一二号一一九頁。

(2) 中村(英)・判例評論二四八号一八五頁。

(3) 中村(英)「特別共同訴訟理論の再構成」中村(宗)古稀記念論文集一

九八頁。

(4) 中村(英)・前掲評釈一八五頁。

(5) 中村(英)・前掲論文一九八頁。

山田 恒久